

奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店又は宿泊施設等における新型コロナウイルス感染防止対策の実施を促し、適切な感染防止対策が行われた施設を県が認証することにより、利用者に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しすることを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、飲食業又は旅館業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の施設であり、次の各号に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

- 一 飲食店営業又は喫茶店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の施行日前に、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、同政令の施行日以降の当該許可の継続の際に、同政令の施行に伴い、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を要しないとされた施設を含む。）で、飲食のための客席を有する施設（次に掲げる施設を除く。）
 - イ 販売等、その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設
 - ロ 学校、病院、その他の施設において、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
 - ハ 次号に掲げる施設において、その宿泊者に対して飲食をさせることを主たる目的とした施設
- 二 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。）

(認証基準)

第3条 対象事業者が対象施設において取り組む感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）は、次のように区分する。

- 一 一つ星施設 新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリスト（前条第一号に該当する対象施設にあっては別紙1をいい、前条第二号に該当する対象施設にあっては、別紙2をいう。以下同じ。）の必須項目の全ての項目（該当しない項目を除く。以下同じ。）に適合していること。
- 二 二つ星施設 新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリストの必須項目の全ての項目に加えて、アピール項目のうち三以上五以下の項目に適合していること。
- 三 三つ星施設 新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリストの必須項目の全ての項目に加えて、アピール項目のうち六以上の項目に適合していること。

第2章 認証等

（申請）

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに新型コロナウイルス感染防止対策施設認証申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- 一 新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリスト
- 二 営業許可証の写し

（認証等）

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（知事の委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前条の申請があったときは、対象事業者自身が認証基準の全ての項目に適合すると判断した場合に限り、申請中である旨を示すステッカーを交付するものとする。
- 3 知事は、前条の申請の内容が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証書（第2号様式）（以下「認証書」という。）及び第3条に規定する対象施設の認証基準の区分に応じた認証した旨を示すステッカー（以下「認証ステッカー」という。）を交付するものとする。
- 5 知事は、前条の申請の内容が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。
- 6 対象事業者は、前項の規定により認証基準に適合していないとされた場合、又は第4項の規定により認証ステッカーの交付を受けた場合は、遅滞なく、第2項で交付を受けた申請中である旨を示すステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において、認証書を施設内の利用者から見やすい場所に、認証ステッカーを施設入口等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の認証ステッカーの規定は、前条第2項に基づき交付する申請中である旨を示すステッカーについて準用する。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の届出)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証事項変更届兼書換交付願（第3号様式）に、変更の事実を証する書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出るものとする。

(認証の更新)

第9条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前までに、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証更新申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- 一 新型コロナウイルス感染防止のためのチェックリスト
- 二 営業許可証の写し
- 三 認証書の写し

2 第5条第1項及び第3項から第5項までの規定は、前項の更新の申請について準用する。

(調査等)

第10条 知事（知事の委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(身分証明)

第11条 第5条第1項に規定する実地調査及び第10条に規定する調査を行う職員等は、顔写真、氏名が明記された身分を示すもの（県職員においては職員証）及び新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度調査員カード（第5号様式）を携帯し、関係者

の求めに応じて提示するものとする。

(認証事業者の責務)

第12条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、その従業員に実施を徹底させること。
- 二 認証書及び認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- 三 知事等（知事の委託を受けた者を含む。）が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の廃止)

第13条 認証事業者は、その認証施設を廃止したとき、又は認証の要件を満たさなくなったときは、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証廃止届（第6号様式）に、認証書を添えて、知事に届け出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

(認証の取消し)

第14条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したとき、又は認証事業者が本要綱に規定する行うべき事項を怠ったときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書を返納し、認証ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第15条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証書の掲示を停止し、認証ステッカーの掲示をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第16条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明

らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書を返納し、認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第17条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったとの判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）がなされた時から、認証書の掲示及び認証ステッカーの掲示を再開することができるものとする。

- 2 前項の規定により認証書の掲示及び認証ステッカーの掲示を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

第4章 雑則

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度要綱第5条第4項の規定により交付されている認証書で現に効力を有するものについては、改正後の奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度要綱の規定により交付されたものとみなす。